

業務説明資料

1 件名

令和5年度 子どものまちづくりイベント
「Mini Mini Midori プラス SDGs」企画運営業務委託

2 履行期間

令和5年5月1日（月）から令和5年11月15日（水）まで

3 履行場所

横浜市内

4 業務の目的及び背景

(1) 緑区における子どものまちづくりイベントについて

横浜市緑区では、令和元年度の区制50周年より、運営方針の基本目標である「次世代につなぐ みんなにやさしいまち ふるさとみどり」に則り、次世代を担う青少年の育成として「子どものまちづくりイベント」を実施してきました。

「子どものまちづくりイベント」とは、ドイツミュンヘン市で行われる「ミニミュンヘン」がモデルの「大人口出し禁止」のまちづくりイベントです。子どもたち自ら「街に必要なものはなにか」「行政機能はどうするか」「納税の仕組みはどうするか」など、まちが機能する仕組みを考え、必要なお店のアイデアを出し合い、子どもたちでお店を作り、自分たちが考えたまちをイベントにして出現させるものです。

この、まちの仕組み等を考えイベント当日は店長を務めるなど中核となるメンバーを「子ども実行委員」（以下「実行委員」とする。）と名づけ、緑区では毎年6月ごろから子ども実行委員会議を開催し、11月にイベントを2日間実施してきました。

イベント当日に参加する子どもたちは、まちの学校で子どものまちの仕組みを学び、ジョブセンターで仕事を探し、お店を選んでアルバイトをして給料をもらい、納税を済ませ、残ったお金で買い物やサービスを楽しむことができます。

このように、子どものまちづくりイベントは、まちを構想する実行委員とイベント参加者のそれぞれが、イベントを通して経済の仕組み等を学ぶことができ、毎年95パーセント以上の子どもたちが「また参加したい」と思っていただけのイベントとして好評を得ています。

(2) 「横浜市中期計画 2022～2025」での位置づけ

子どものまちづくりイベントがコロナ禍でありながらも3回目を実施できた頃と時を同じくして、横浜市では中期計画の策定が進み、複雑化・多様化する社会課題や市民ニーズに対応した取組を推進していく基本姿勢として、5つの視点を掲げました。

5つの視点の中でも世界的な目標である「SDGsの実現の視点」や、2050年達成を目指す「脱炭素社会実現の視点」は、横浜市も、市民と一体となり、目標達成に向けた取組を着実に進めていくべきものであり、緑区においても具体的な取組を進めていくべきものです。

区として、緑区の地域特性を生かした区民の行動変容を促す取組を考え、深く理解を進めていくためにも、さまざまな企業、大学、団体と手を取り合い、啓発的取組を進めていく必要があります。

特に次世代を担う子どもたちを中心にSDGsや環境学習の推進を進めていくことは、その家族、地域へ波及し、さらに区民全体・事業者への行動変容を促す契機になると考えます。

(3) 子どものまちづくりイベントの今後の展開について

緑区では既に子ども向けイベントとして「子どものまちづくりイベント」があること、またイベントの実施に際し、企業や大学と連携を図ってきた実績があります。

その過程を土台とし、今後は多様化する社会課題や市民ニーズに対応した事業として推し進めて行く必要性を鑑み、令和5年度以降は本イベントに「SDGsの視点」「脱炭素社会実現の視点」を取り入れて進めていくことにしました。

5 業務内容

(1) 緑区内を重点とした横浜市域内での協力企業、大学、団体等の発掘

受託者は、委託者と協議・連携し、イベントに協力する企業、大学、団体等（以下「企業等」とする。）を調査し、協力を取り付け、令和5年6月中にとりまとめた上で委託者に報告する。なお、協力企業・団体等は、過去のイベントに協力した企業等（5か所）を必ず調整先に含め、計7か所以上を協議・連携先とする。

(2) 実行委員会の実施

受託者は、緑区が公募で集めた実行委員（15～40人程度）の会議を6月から8月までの間、少なくとも3回から6回実施すること。

なお、実行委員の概要及びスケジュールは次のとおりとする。

表1) 子ども実行委員と委員会の概要

参加資格	小学3年生以上高校3年生まで ※ 保護者の付添いなしで参加できる子ども
申込方法	区が設定する電子申請による申込み
参加者数 (想定)	15人から40人程度
活動期間	令和5年6月からイベント当日まで ※イベント当日は体験型イベントで「店長」として活躍
開催日程	委託者と受託者とで別途調整
開催場所	緑区役所の会議室を使用 なお、都合により利用できない場合は、別途事業者にて会場を用意すること。その際に係る経費については、受託者の負担とすること。
参加費	無料（交通費が発生した場合は実行委員の自己負担）
会議開催方法	対面またはWEB形式で実施

表2) 業務委託期間における受託者及び子ども実行委員のスケジュール (案)

	5月	6月	7月	8月	9月～11月
受託者	・契約締結 ・事業計画書策定 ・協力企業調整	・実行委員会開催準備 ・訪問先企業の決定	・実行委員会 (オリエンテーション、企業訪問、イベント準備)	・イベント (8/20)	・イベント報告資料、事業報告書等策定
子ども 実行 委員	◎募集・選定				

◎：区役所担当業務

また、会議には次の内容を含めることとする。

ア オリエンテーションの実施

イ 企業等への訪問

(1) で協力を取り付けた企業等のうち、SDGs・脱炭素の取組みをしている先を訪問し、実行委員が見学できる場を設けること。

なお、見学時の移動手段も含めた企業訪問の概要は提案事項とする。

ウ 出店内容検討会の実施

イを受け、子どものまちで必要な店舗を実行委員が考える会議を設け、サポートをすること。

なお、その出店内容は、店舗での売り買いやサービスを通してSDGs等を体感ま

たは学ぶことができるようにすること（SDGsの17の目標のうち、どのゴールに関連するお店であるかを実行委員が考えられるようにする）。

エ 店舗の商品となる製作物、サービス等の作成

ウで考えた出店内容に則り、受託者は実行委員と調整の上、必要物品等を揃え、実行委員の出店をサポートする。

(3) イベントの実施（前日準備、当日運営、片付け）

受託者は子どものまちづくりイベントを次の日時及び場所で行うものとし、前日の会場設営から当日の運営、イベント後の片付けを行うものとする。

なお、イベント概要については次のとおりとする。

	発表型イベント	体験型イベント
開催日	令和5年8月20日（日）	
開催方法	・プレゼンテーション形式等による発表（午前のみ） ・パネルの展示（終日）	子どものまちづくりイベント（午後のみ）
参加人数	・プレゼンテーション形式等：500名程度 ・パネル：制限なし	参加人数は実行委員を含めて250人程度
会場	緑公会堂（場所：横浜市緑区内）及び緑区役所	
参加資格	なし	緑区在住・在学の小学1年生から高校3年生までで、保護者の付添いなしで参加できる人
参加申込方法	申込み不要	事前申込制（区が設定する電子申請による申込み）
参加費	なし	参加費を徴収 ※受託者の業務費として使えるものとし、参加費の額は500円程度とする。

※ イベント概要は、新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じ、イベント運営業務受託者と協議の上、変更する可能性あり

※ 会場の緑公会堂は、区政推進課で予約済

(4) ボランティアスタッフへのサポート

緑区が選定する大学生等のボランティアの活動等をサポートする。

なお、ボランティア期間は実行委員会からイベント当日までであり、その期間にボランティアが十分な活動ができるようサポートする。

(5) イベントの発信

イベントに向け、実行委員の活動を広報する。なお、広報は YouTube、Twitter、チラシ等とし、発信の媒体については委託者と協議する（横浜市公式 YouTube チャンネル、緑区 Twitter 等を想定）。

実行委員及びイベント参加者への個人情報利用承諾等に係る手続きは委託者が行うものとする。

(6) その他

ア イベント全体を通して SDGs・脱炭素の分野・領域に特化した専門的知識が必要になるため、SDGs 等の有識者のアドバイスを受けられる体制を構築すること。

なお、有識者への謝金は、必要に応じて本事業の中で受託者が有識者に対して支払うこと。

イ 事業計画書の作成 電子データ 1 式

契約締結後 15 日以内に、委託契約期間の事業計画書を作成し、提出すること。

ウ 月次報告書の作成 A4 版 1~2 枚程度

受託者は毎月の進捗状況を翌月 10 日までに取りまとめ、月次報告書として委託者に提出すること。

なお、項目については、委託者と協議すること。

エ 委託者との打合せの実施

1 か月に 1 回程度、委託者との打合せを実施すること。なお、実行委員会の前には、その会議内容を確認するため必ず実施すること。

オ イベント報告資料作成

イベント終了後 1 か月以内に、イベント終了後の広報活動に使用できる資料を作成する。

なお、資料の一部にイベント当日の様子を映した動画を含めることも可とする。

動画を作成する場合は、横浜市公式 YouTube チャンネルに掲載することを前提に作成すること。

カ 委託業務報告書 電子データ 1 式

委託業務終了後、受託者は委託期間満了日までに委託者に委託業務報告書を提出し、その確認を受ける。

なお、報告書には、実行委員の活動やイベントの当日の様子が分かる写真等を含めることとし、資料の一部に動画を含めることも可とする。動画を作成する場合は、横浜市公式 YouTube チャンネルに掲載することを前提に作成すること。

また、修正等が発生した場合は受託者は委託期間満了までに修正等を終え再提出するものとする。

キ 前項に定めるもののほか、委託者が必要と認める場合には、業務の実施状況報告等の求めに応じること。

6 実施体制

- (1) 実行委員会開催日の対応は、実行委員会の内容における提案事項とする。
- (2) 業務の実施にあたり、分野・領域に特化した専門的知見が必要な場合には、専門的機関や有識者（外部可）の支援を仰ぐこと。
- (3) 委託者との打合せ、実行委員会の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、その時点で緊急事態宣言発令状況などを鑑みて、オンラインでの対応をとる等すること。その際に使用するツールについては、受託者側で用意すること。
- (4) イベントの実施にあたっては、時間外、休日対応等柔軟に運用すること。

7 守秘義務及び個人情報の保護

受託者は、業務遂行にあたっては、次の事項に十分配慮するものとする。

- (1) 受託者は、業務実施上知り得た情報について、公にされている事項を除き、将来にわたって、自ら利用し、他に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、個人情報を取り扱う場合には、その取扱いについて、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、電子計算機等処理による情報の取り扱いについては、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守することとする。

8 その他

- (1) 本委託業務は、横浜市契約規則によるほか、本仕様書に基づき施行すること。なお、本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議の上決定する。
- (2) 受託者は、契約後速やかに業務に着手し、委託期間終了日までに完了しなければならない。
- (3) 受託者は、常に委託者と密接な連携を図り、委託者の意図について熟知の上、作業に着手し効率的な進行に努めなければならない。
- (4) 受託者は、詳細事項及び内容に疑義を生じた場合、並びに業務上重要な事項の選定については、あらかじめ受託者と打合せを行い、その指示または承認を受けなければならない。
- (5) 本委託業務において、委託の成果物が著作物に該当する場合は、委託契約約款第5条に従って委託者に著作権の譲渡等を行うこと。
- (6) 本事業では年齢や性別、国籍、身体的特徴などに関わらず、全ての人が関われるように配慮すること。設備等での対応が困難な場合は、合理的な範囲で対応を行うこと。
- (7) 受託者は、本事業に伴う廃棄物の発生を削減するよう配慮するとともに、環境法令を順守し本委託業務を実施すること。
- (8) 本事業の一部を契約者以外の第三者に委託する場合には、書面により委託者の承諾を

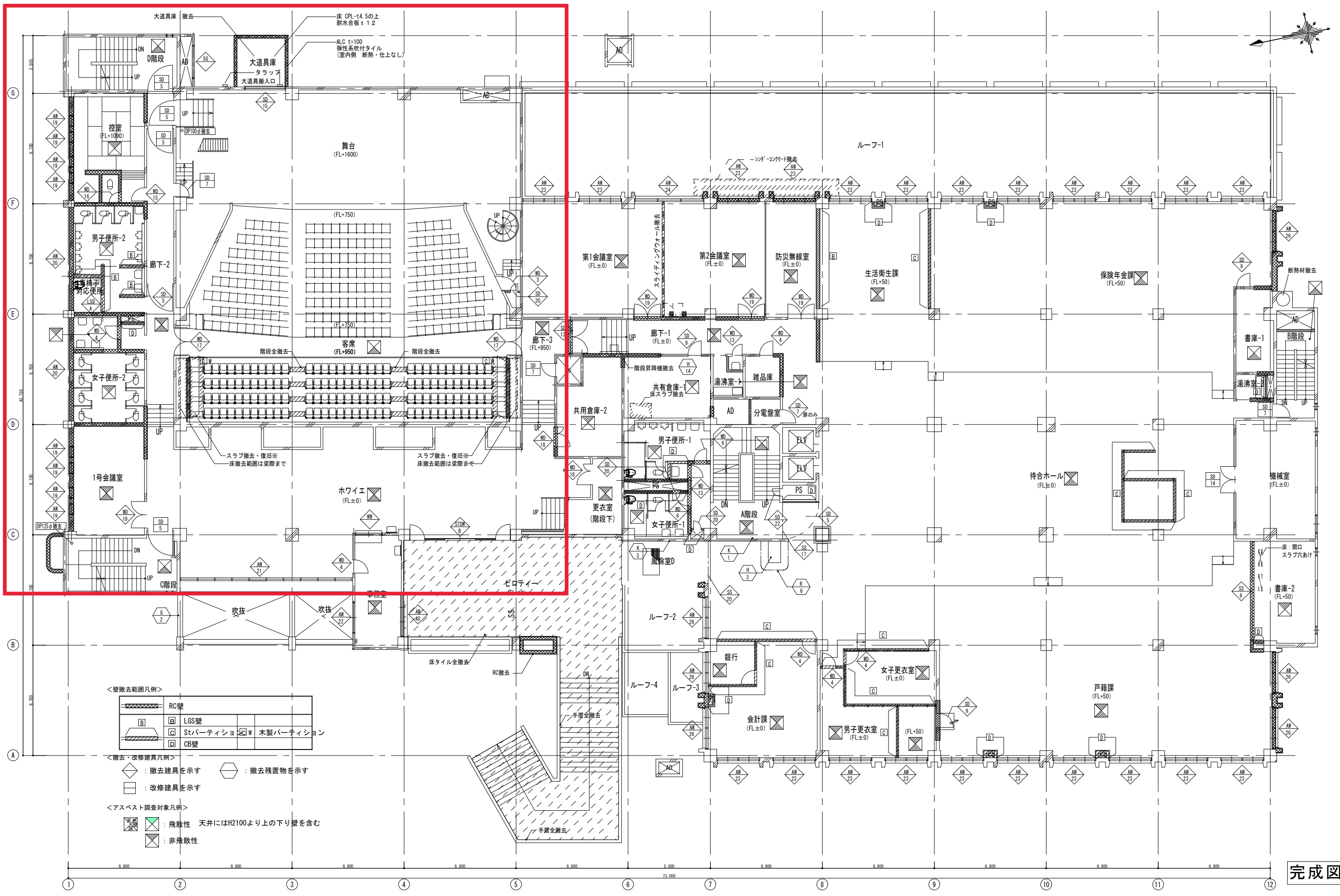
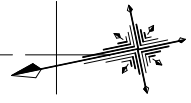
得ること。

9 イベントの中止について

- (1) 災害の発生や疾病の感染拡大等により、イベントが中止となる可能性があり、その場合、直ちに委託者から連絡を行うものとする。なお、予備日の設定はない。
- (2) イベントが中止となった場合は、事前準備等で発生した経費以外を減額して支払うものとし、改めて経費を積算した明細を提出するとともに委託者と協議を行うものとする。

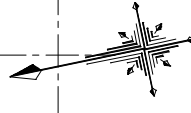
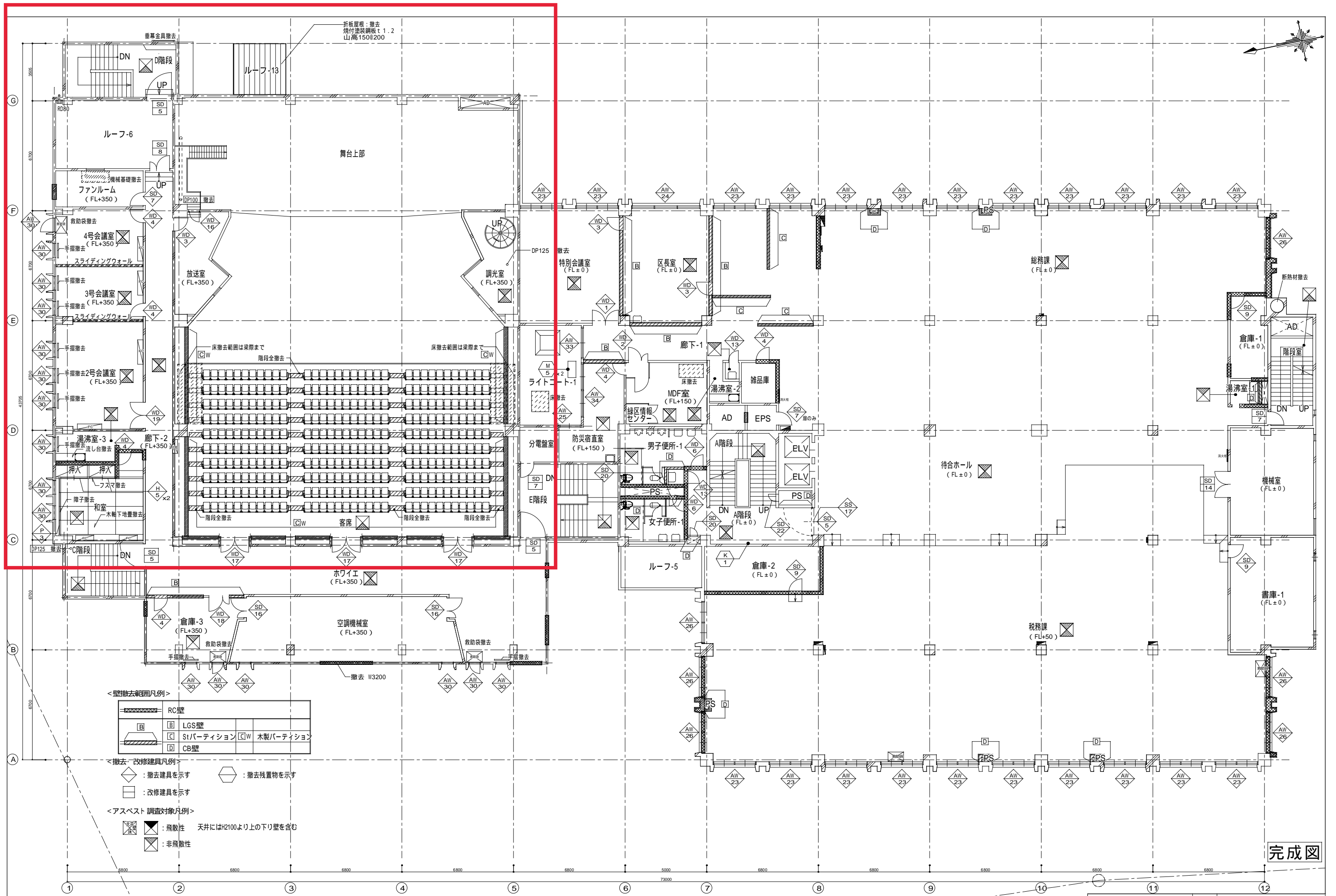
10 添付資料

緑公会堂 案内図・平面図



- <壁撤去範囲凡例>
- | | |
|--------------------|-----------|
| [Hatched] | RC壁 |
| [Dotted] | LGS壁 |
| [Diagonal lines] | Stパーティション |
| [Cross-hatched] | 木製パーティション |
| [Horizontal lines] | CB壁 |
- <撤去・改修建具凡例>
- ◇ : 撤去建具を示す
 - : 撤去残置物を示す
 - : 改修建具を示す
- <アスベスト調査対象凡例>
- △ : 飛散性 天井にはH2100より上の下り壁を含む
 - : 非飛散性

完成図



完成図

<壁撤去範囲凡例>

	RC壁
	LGS壁
	Stパーティション
	木製パーティション
	CB壁

<撤去・改修建具凡例>

	撤去建具を示す		撤去残置物を示す
	改修建具を示す		

<アスベスト調査対象凡例>

	飛散性	天井にはH2100より上の下り壁を含む
	非飛散性	

横浜市建築局		工事名 緑区総合庁舎改修工事(建築工事)	
年月日	平成25年 3月	縮尺	S= 1:100
設計	者	図面名称	(既存)3階平面図・撤去図
株式会社 moore 久米設計 <small>一級建築士 大野 隆雄 第二1524号 山田 幸夫</small>		施主番号	
		完成	
		図面種類	
		図面番号	
		図面番号	A- 32